

## 社会福祉法人正丈会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正丈会(以下「法人」という。)の役員及び評議員、評議員選任・解任委員(以下役員等という)の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

### (役員等の勤務報酬等)

第3条 役員等が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、職務内容を総合的に勘案・評価し次のとおり報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

#### (1)理事

名称	報酬額	実費弁償費
理事業務報酬(日額) (理事長)	10,000円~100,000円	2,000円
理事業務報酬(日額) (理事長以外)	なし	2,000円
理事会等会議出席報酬額 (理事長以外)		1回につき6,000円 (年2回まで支給)

#### (2)評議員

名称	報酬額	実費弁償費
評議員業務報酬(日額)	なし	2,000円
評議員会等会議出席報酬額		1回につき6,000円 (年2回まで支給)

(3) 監事

名称	報酬額	実費弁償費
監事監査等監事業務報酬	なし	2,000 円
理事会等会議出席報酬額	なし	1 回につき 6,000 円 (年 2 回まで支給)

(4) 評議員選任・解任委員

名称	報酬額	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等 出席報酬額	なし	1 回につき 4,000 円 (年 2 回まで支給)

- 2 同日に会議等にあわせて法人の業務をおこなった場合であっても日額分とする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

(報酬額)

第 4 条 役員等の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する

	各年度の総額
理事長	500 万円

(役員等勤務報酬の支払方法)

第 5 条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

毎月 1 日を起算日として、当日末日に締切、翌月 10 日(土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振込により支払う。

(出張旅費)

第 6 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び実費弁償を支給することができる。

- 2 旅費の実費が、実費費用弁償の額を超える場合には、その実費分とする。
- 3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(退職手当)

第8条 第3条の役員に退職手当は支給しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けておこなう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成28年5月13日より施行する。
- 2 この規程を、平成29年5月19日改定する。
- 3 この規程を、平成30年3月30日改定する。
- 4 この規程を、令和2年6月12日改定する。
- 5 この規定を、令和4年3月22日改定する。